

花とみどりの街づくり要領

(目的)

第 1 条 この要領は、環境緑化推進のため全市域を対象に苗木・花苗等(以下「苗木等」という。の配布を行い、市民と市が一体となり花とみどりがあふれる美しい街づくりを推進することを目的とする。

(配布対象)

第 2 条 苗木等の配布を受けることのできる者は、前条に掲げる目的をもって、市民運動として地域の環境緑化を実施する団体とする。

(植栽の対象となる場所)

第 3 条 苗木等の植栽の対象となる場所は、次の各号に掲げるところとする。

- (1) 市が所有し管理する道路、学校、公園、空地等の施設(以下「公共施設」という。)
- (2) 各種公共団体が所有し、管理する公共施設。
- (3) その他公共施設に準ずる施設で市長が適当と認めたもの。

(苗木等の選定等)

第 4 条 苗木等の種類・数量及び時期の選定にあたっては、実施団体の希望を参考にし、植栽箇所の立地条件及び植栽予定地周辺との調和を考慮のうえ、市で選定する。

(苗木等の配布)

第 5 条 この要領に基づき苗木等の配布を受けようとする団体の代表者は、花とみどりの街づくり苗木等配布申請書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。

(配布の決定)

第 6 条 市長は、前条の花とみどりの街づくり苗木等配布申請書を受理し、適当と認めたときは、その旨を団体の代表者に通知する。

(配布の条件)

第 7 条 苗木等の配布を受けた団体は、苗木等が傷まないよう善良な管理者の注意をもって保管し、市の指導に従い苗木等の受領後速やかに苗木等を植栽しなければならない。

2 配布を受けた苗木等のうち、株分け等が可能なものについては相互交換を図り、その地域住民の連帯の輪を広げるものとする。

(植栽完了報告)

第 8 条 苗木等の配布を受けた団体の代表者は、植栽を完了したときは速やかに市長に花とみどりの街づくり苗木等植栽完了報告書(様式第 2 号)を提出しなければならない。

(植栽調査及び指導)

第 9 条 市長は、前条の植栽完了報告書に基づき植栽状況を確認し、苗木等の管理について指導するものとする。

(加古川みどりの会との提携)

第 10 条 市長は、この要領の目的の実現のため必要と認めたときは、加古川みどりの会に協力を求め、相互に緊密な連携を図り、これを推進するものとする。

(委任)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、昭和 58 年 4 月 18 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 8 年 2 月 1 日から実施する。